

各種カードの住所変更の手続き

手続き場所：茂原市役所 市民課（2階 ①番窓口）

	必要なもの	備考	手続きできる方
マイナンバーカード (写真付のプラスチック製のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード (写真付のプラスチック製のもの) ●暗証番号 (数字4桁、英数字6桁以上16桁以下のもの) 	お早めにご手続きをお願いします ※地番変更によりマイナンバーカード内の署名用電子証明書が使用できなくなるため、住所変更手続きを行わないとe-Tax等の手続きができなくなります。 <u>カードを使用する諸手続きを行う場合は、早急に手続きをお願いします。</u>	ご本人、 同一世帯員 ※同一世帯外の方に手続きを委任する場合は、委任状が必要となります。
住民基本台帳カード	<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳カード (プラスチック製のもの) ●暗証番号(数字4桁のもの) 	お早めにご手続きをお願いします	
在留カード	●在留カード		
特別永住者証明書	●特別永住者証明書		

区画整理地番内の戸籍の本籍も変更になります

地番変更により、戸籍の本籍も変更になります。

それに伴い、本籍が区画整理地番内にある方について

令和4年2月21日頃「本籍の変更について(お知らせ)」を発送いたします。

届いた(お知らせ)を茂原警察署又は運転免許センターに持参していただくことにより、運転免許証の本籍の変更ができます。複数枚必要な方は茂原市役所市民課(2階 ①番窓口)へ申請してください(無料)

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での証明書交付の停止期間について

令和4年2月18日17:15から令和4年2月19日(終日)までコンビニでの証明書交付はできません。

(※通常のコンビニでの証明書交付可能時間は、6:30~23:00となります)

令和4年2月18日	令和4年2月19日	令和4年2月20日
6:30~17:15 証明書交付可	17:15~23:00 証明書交付停止 6:30~23:00(終日停止)	6:30~23:00 証明書交付可

※コンビニエンスストアのマルチコピー機等では、区画整理により変更になった住所履歴入りの住民票の写しは発行ができませんので、必ず窓口で交付を受けてください。

各種住所変更手続きは、都市整備課からの通知に同封されている

「町名地番変更証明書」をご利用ください

※追加で必要になった時や、手続きにおいて氏名等の記載を求められた場合は、下記の証明書を申請してください。

住所変更手続きに必要な「新旧の住所を確認できる書類」

交付請求場所 茂原市役所 市民課（2階 ①番窓口）
本納支所（ほのおか館内）（受付開始 令和4年2月21日～）

証明書の種類	内 容	申請時必要書類
住所変更証明書（無料）	氏名が記載された土地区画整理事業の実施に伴う住所（町界、町名、地番）の変更証明書です。	●申請者 （来庁される方の本人確認書類）
住民票の写し（1通 300円） ※住所の履歴が記載されたものに限る	交付請求の際に、「 <u>区画整理により変更になった【住所の履歴】の記載が必要</u> 」であることをお伝えください。 ※コンビニエンスストアのマルチコピー機等では、住所履歴入りの住民票の写しは発行ができませんので、必ず窓口で交付を受けてください。	※申請者が別世帯の場合、委任された方からの委任状が必要となります。

問い合わせ先

●茂原市役所 市民課（2階①番窓口）

TEL 0475-20-1502

平日：8：30～17：15（土日祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く）

